**別表第３**　生物兵器関連の物資

１　軍用の細菌製剤又はその原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット若しくは遺伝子であって、次のいずれかに該当するもの

⑴　細菌製剤であって、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの

⑵　ウイルスであって、次のいずれかに該当するもの

ア　アフリカ豚コレラウイルス
イ　エボラウイルス
ウ　黄熱ウイルス
エ　オーエスキー病ウイルス
オ　オムスク出血熱ウイルス
カ　オロポーチウイルス
キ　キャサヌール森林病ウイルス
ク　牛疫ウイルス
ケ　狂犬病ウイルス
コ　クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
サ　口蹄疫ウイルス
シ　サル痘ウイルス
ス　小反芻獣疫ウイルス
セ　水胞性口炎ウイルス
ソ　西部ウマ脳炎ウイルス
タ　セントルイス脳炎ウイルス
チ　ダニ媒介性脳炎ウイルス
ツ　チクングニヤウイルス
テ　跳躍病ウイルス
ト　テッシェン病ウイルス
ナ　デング熱ウイルス
ニ　痘瘡ウイルス
ヌ　東部ウマ脳炎ウイルス
ネ　トリインフルエンザウイルス
ノ　豚コレラウイルス
ハ　日本脳炎ウイルス
ヒ　ニューカッスル病ウイルス
フ　ハンターンウイルス
ヘ　ブタエンテロウイルス９型
ホ　フニンウイルス
マ　ブルータングウイルス
ミ　ベネズエラウマ脳炎ウイルス
ム　ホワイトポックスウイルス
メ　ポワッサンウイルス
モ　マチュポウイルス
ヤ　マールブルグウイルス
ユ　マレー渓谷脳炎ウイルス
ヨ　ヤギ痘ウイルス
ラ　羊痘ウイルス
リ　ラッサ熱ウイルス
ル　リフトバレー熱ウイルス
レ　リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス
ロ　ロシオウイルス

⑶　細菌であって、次のいずれかに該当するもの

ア　ウシ流産菌
イ　オウム病クラミジア
ウ　ガス壊疽菌
エ　Ｑ熱リケッチア
オ　コレラ菌
カ　塹壕熱リケッチア
キ　志賀赤痢菌
ク　炭疽菌
ケ　チフス菌
コ　腸管出血性大腸菌血清型Ｏ157
サ　発疹チフスリケッチア
シ　鼻疽菌
ス　ブタ流産菌
セ　ペスト菌
ソ　ボツリヌス菌
タ　マルタ熱菌
チ　野兎病菌
ツ　類鼻疽菌
テ　ロッキー山紅斑熱リケッチア

⑷　毒素（免疫毒素を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア　アブリン
イ　ウェルシュ菌毒素
ウ　ＨＴ－２トキシン
エ　黄色ブドウ球菌毒素
オ　コノトキシン
カ　コレラ毒素
キ　赤痢菌毒素
ク　Ｔ－２トキシン
ケ　テトロドトキシン
コ　ベロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質
サ　ボツリヌス毒素
シ　ミクロシスチン

⑸　細菌又は菌類であって、次のいずれかに該当するもの

ア　コクリオボールス・ミヤベアヌス
イ　コレトトリクム・コフェアヌム・バラエティー・ビルランス
ウ　ザントモナス・アルビリネアンス
エ　ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ
オ　ザントモナス・キャンペストリス・パソバー・シトリ
カ　ピリキュラリア・オリゼ
キ　ピリキュラリア・グリセア
ク　プクシニア・グラミニス
ケ　プクシニア・ストリイフォルミス
コ　ミクロシクルス・ウレイ